

## 第24回 大阪市精神保健福祉審議会 自殺防止対策部会

### ○議題

- (議題1) 平成30年中における大阪市の自殺の状況について
- (議題2) 令和元年度の自殺対策の実施状況について
- (議題3) 令和2年度の自殺対策の取り組みについて
- (議題4) その他

### ○配布資料

- ・次第
- ・委員名簿及び配席図
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例
- ・(資料1) 大阪市の自殺の状況：その推移と平成30年の現況
- ・(資料2) 平成30年中と29年中における大阪市の自殺の状況比較
- ・(資料3) 平成9年～30年都道府県政令指定都市の自殺死亡率の推移
- ・(資料4) 令和元年度自殺防止対策事業の実績について
  - ・別紙1 人材育成（ゲートキーパーの養成）事業実績
  - ・別紙2 自殺未遂者相談支援事業実績
  - ・別紙3 自死遺族相談事業実績
  - ・別紙4 うつ病の家族教室・修了者交流会事業実績
  - ・別紙5 アルコール関連問題に係る支援者育成事業実績
- ・(資料5) 令和2年度自殺防止対策事業の予算について

大阪市精神保健福祉審議会 自殺防止対策部会 委員名簿

役職	氏名	所属等	
委員	恵口 政男	(特非)国際ビフレンダーズ 大阪自殺防止センター 所長	
	大藤 さとこ	大阪市立大学大学院医学研究科公衆衛生学 准教授	
	甲斐 利弘	大阪市立総合医療センター精神神経科部長	
	佐田 康典	大阪司法書士会 市民権利擁護委員会委員長	
	澤 温	(一社)大阪精神科病院協会 理事	
	堤 俊仁	(公社)大阪精神科診療所協会 会長	
	林 和子	自死遺族代表	
	藤井 美和	関西学院大学人間福祉学部人間科学科 教授	
	前久保 邦昭	(社)大阪府医師会	
	森岡 学	(独)労働者健康安全機構 大阪産業保健総合支援センター 副所長	
	八尾 和彦	(福)関西いのちの電話 事務局長	

(五十音順)

# 大阪市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例

平成 8 年 4 月 1 日

条例第 8 号

大阪市精神保健福祉審議会条例を公布する。

大阪市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。)の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 法第 9 条第 1 項の規定に基づき、本市に大阪市精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者、精神障害者の医療に関する事業に従事する者及び精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第 6 条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 第5条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。

(関係者の出席)

第9条 審議会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第10条 市長は、法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の同項に規定する任意入院者の症状及び同項に規定する厚生労働省令で定める事項について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日を期限として報告を求めなければならない。

- (1) 法第22条の4第1項の規定による入院の日(以下「入院日」という。)から1年以上同項の規定による入院を継続している者に係る事項 入院を継続している期間が入院日から1年を経過するごとに当該1年を経過した日の属する月の翌月(当該1年を経過した日の属する月の翌月以降の月に当該精神科病院の管理者が法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者に該当することとなったときにあつては、当該該当することとなった月の翌月)の末日
- (2) 入院日から起算して6月を経過するまでの間に法第36条第3項に規定する行動の制限を受けた者又は夜間以外の時間帯に当該入院中の精神科病院から自由に外出することを制限された者(前号に該当する者を除く。)に係る事項 入院日から起算して6月を経過した日の属する月(当該6月を経過した日の属する月の翌月以降の月に精神科病院の管理者が法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者に該当することとなったときにあつては、当該該当することとなった月の翌月)の末日

(施行の細目)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 4 月 1 日条例第 21 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に設置されている大阪市精神保健福祉審議会は、この条例による改正後の大阪市精神保健福祉審議会条例第 1 条に規定する大阪市精神保健福祉審議会とみなす。

附 則(平成 18 年 3 月 2 日条例第 4 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 19 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 11 月 26 日条例第 113 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 大阪市精神保健福祉審議会における専門部会設置規程

### 【精神科救急医療部会】

#### (目 的)

市民により適切な精神科医療を提供するため、精神科救急医療体制の整備・運営状況等について調査・検討を行うことを目的とする。

#### (調査・検討事項)

次に掲げる事項を調査・検討するものとする。

- (1) 大阪市域における精神科救急医療の現状と課題に関すること。
- (2) 大阪市域における精神科救急医療体制の整備・運営状況に関すること。
- (3) 身体合併症を含む急性期医療体制の整備状況に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

### 【自殺防止対策部会】

#### (目 的)

「大阪市自殺対策基本指針」の理念に基づき、市民が安心して暮らせる街の実現を目指し、総合的・効果的な自殺防止対策について調査・検討を行うことを目的とする。

#### (調査・検討事項)

次に掲げる事項を調査・検討するものとする。

- (1)本市の自殺防止対策の推進に関すること。
- (2)自殺防止における関係機関・団体相互の連携及び情報交換に関すること。
- (3)自殺発生状況やその背景の調査・分析に関すること。
- (4)自殺防止のための効果的な啓発・広報に関すること。
- (5)その他必要な事項に関すること。

### 共通事項

#### (委 員)

大阪市精神保健福祉審議会委員及び各専門委員で構成するものとする。

#### (庶 務)

専門部会の庶務は、こころの健康センターにおいて処理する。